

突然起こる大地震に備え、マンション（分譲や賃貸マンション、区営や都営住宅などの集合住宅）における防災対策を事前に講じておくことは、被害を減少させることにつながります。

被害を最小限に抑えるために、今すぐ防災対策を始めましょう。

北区マンション防災マニュアルについては、こちらをご覧ください。

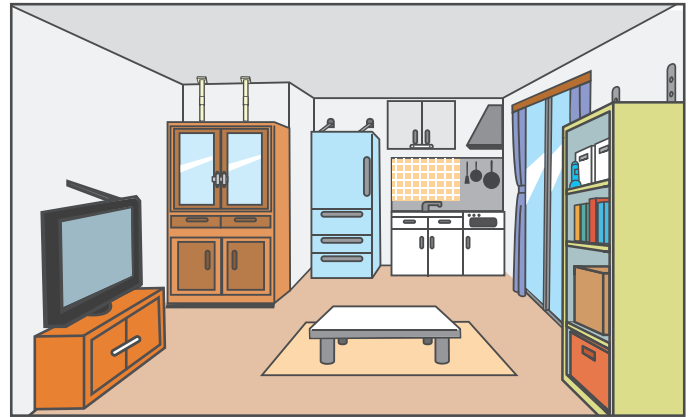
<https://www.city.kita.tokyo.jp/chiikibosai/documents/mansion.html>



室内の安全対策

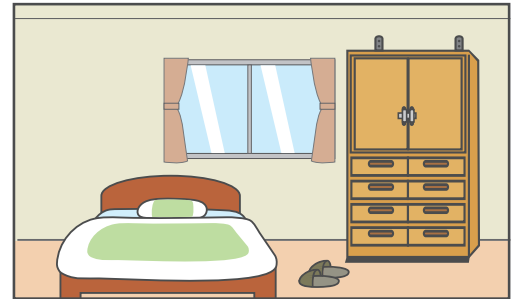
平常時から家具の転倒やガラスの飛散防止のほか、家具の配置を工夫するなど、事前に講じておくことで「在宅避難」の可能性が高まります。また、水、食料、簡易トイレなどの生活必需品を準備しておくことが大切です。

- テレビはなるべく低い位置に。ビスや粘着マットで固定
- 棚やタンスはつっぱり棒で固定。窓開き防止ストッパー、ストッパー式器具も使用。
- 冷蔵庫はベルト式器具で壁に固定
- 窓には飛散防止フィルムをしておきましょう
- 高い所に物を置かない、重いものは下に、軽い物を上に収納
- スリッパや靴等を用意



飲料水や食料品の備蓄

世帯分の飲料水・食料品を最低3日分（推奨1週間分）準備しておきましょう。その際には、ローリングストック（循環備蓄）方式も併用しましょう。



簡易トイレの活用

トイレが使用できなくなる可能性があるため、簡易トイレや携帯トイレを備蓄しましょう。

また、使用した簡易トイレの保管について、事前にマンション内でのルールを決めておきましょう。



避難方法の確認

震災時にはエレベーターが停止していることが想定されますので、非常口などの避難経路を事前に確認しておきましょう。

さらに、定期的に避難訓練を行い、避難方法を理解しておくことが大切です。



平時から決めておくマンション内のルールや優先順位

震災時には冷静な判断が難しくなることが想定されるため、居住者が適切に行動できるように事前にマニュアルを作成しておくことが大切です。具体的には、震災時の活動の流れ（防災拠点、役割分担、安否確認、救援方法など）やマンション内でのルール（排水、ゴミ出し、防犯活動など）をまとめましょう。

また、災害応急対応は居住者自身が行わなければならないので、事前に次のような役割分担を決めておきましょう。

北区では、役割分担の様式例をホームページに掲載しているほか、専門知識を持つ講師を無料で派遣しておりますので、ご利用ください。

様式例：<https://www.city.kita.tokyo.jp/chiikibosai/documents/mansion.html>

対策本部

- ・ 全体把握と指揮
- ・ 必要に応じ消防機関、地元町会・自治会などへの援助要請
- ・ 非常設備の稼働

情報班

- ・ 居住者の安否・生活状況の確認
- ・ 要配慮者の安否確認
- ・ 地元の状況の情報収集と居住者への周知

物資備品班

- ・ 避難物資の配給
- ・ 炊き出しの準備と提供

安全班

- ・ 災害発生時の初期対応
- ・ 火災が発生した場合の初期消火活動
- ・ 建物や設備の被害確認
- ・ 避難経路の確保と集団避難
- ・ 防犯活動の組織

救出救護班

- ・ 救出救援活動計画
- ・ 医療機関等へ負傷者の搬送
- ・ エレベーターの閉じ込めの確認と救出



北区のマンションに関する防災対策支援事業

事業名	事業内容	窓口	問合せ先
防災セミナー	区民の皆さんが主催する、防災の勉強会・講座・学習会へ、専門知識を持つ講師を無料で派遣いたします。	地域防災担当課	3908-8194
防災用品のあっせん	大地震や集中豪雨などの災害に備え、防災用品を割引価格で購入できる事業を行っています。	防災・危機管理課	3908-8184
家具転倒防止器具等の取り付け支援事業	つっぱり棒などの家具転倒防止器具や簡易型感震ブレーカーの取り付けが自力では難しい方を対象に、区の委託業者（公益社団法人北区シルバー人材センター）をご自宅に派遣することで、取り付けを支援します。 下記のいずれかに該当する方は本事業の対象となります。 (1) 「北区避難行動要支援者名簿」に登録されている方 (2) 65歳以上のみで構成される世帯（単身含む）の方	防災・危機管理課	3908-8184
耐震化支援事業	北区では賃貸マンションの所有者と分譲マンションの管理組合を対象に、耐震アドバイザーの利用と耐震診断費用の一部を助成し、分譲マンションの場合は、更に補強設計と改修工事に要する費用の一部を助成しています。	建築課	3908-1240
分譲マンション管理無料セミナー	分譲マンションの適切な維持・管理等に関するセミナーを開催します。（年度内2回開催予定）	住宅課	3908-9201
分譲マンション管理相談	複雑多岐にわたる管理組合の運営方法や建て替え問題等について、マンション管理士の専門的見地からアドバイスします。相談員派遣はマンション管理士が現地に出向きます。（1 管理組合 年度内2回まで）		
分譲マンション管理相談員派遣			

東京都のマンションに関する防災対策支援事業

事業名	事業内容	窓口	問合せ先
東京とどまるマンション普及促進事業	「東京とどまるマンション」に登録している分譲マンションの管理組合や賃貸マンションの所有者等が、防災備蓄資器材を購入する費用を補助しています。	東京都 住宅政策本部 民間住宅部 マンション課 居住性能向上支援担当	5320-5007
社会的機能向上支援事業	認知症対応や防災力向上に取り組む管理組合を支援するため、マンション管理士を派遣します。	東京都 住宅政策本部 民間住宅部 マンション課 マンション管理担当	5320-5004

北区
メールマガジン

区では、区民の皆さまの暮らしや災害に対する備えに役立つ情報を、電子メール及び北区公式 LINE にて、「北区メールマガジン」として配信しております。



←登録用 QR コード



令和6年3月発行
編集・発行：東京都北区危機管理室 防災・危機管理課
〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22
電話：03-3908-8194
FAX：03-3908-4016

北区の防災・防犯ホームページ
<https://www.city.kita.tokyo.jp/bosai-bohan/>

